

「生協制度見直し検討会とりまとめ(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

パブリックコメントの実施及び結果

○「生協制度見直し検討会とりまとめ(案)」に関し、平成18年11月29日から12月12日までの間、国民の皆様からの意見募集(パブリックコメント)を実施した。電子メール、FAX及び郵送により意見を受け付けたところ、合計234件の意見※が寄せられた。

※意見をいただいた方の所属は以下のとおり。

消費生活協同組合関係	131件
生命保険業界関係	12件
民間事業者	10件
公益法人等	9件
弁護士	5件
消費者団体関係	4件
経済団体関係	3件
労働金庫・信用金庫関係	3件
損害保険業界関係	2件
公認会計士	2件
協同組合関係	1件
その他	52件

○いただいた主な意見とこれに対する考え方は別紙のとおり。

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
組織・運営規定			
全体	改正の方向性に賛成。	消費者団体関係 その他	
組合員の意思が反映される運営の確保	総代会の設置基準を500人以上に緩和するよう要望する。	消費生活協同組合関係	組合員が一定以上になった場合には、開催が困難な場合も多いことから、定款に定めるところにより、総代会を設けることが可能となる組合員数の基準を1000人から引き下げることとされており、これを踏まえ、具体的な規定については、今後検討される必要がある。
	組合員(総代)の請求により、臨時総(代)会を招集する際の招集期限を現行の「20日以内」から「6週間程度」に延長することを要望する。	消費生活協同組合関係	組合員(総代)の臨時総(代)会招集権は、理事がその必要があるにもかかわらず、総(代)会を招集しない場合の少数組合員の権利を保護する目的を持ち、その場合、総(代)会附議事項は性質上、緊急を要するものと解されるため、延長することは望ましくない。
	総(代)会招集にあたり、書面議決書の総代への交付は、招集する際に交付を義務づけると出席や委任を考えずに書面議決でよいとする総代が増えるおそれがあるため、義務づけではなく、総代の請求に基づいての交付もできるようにしてほしい。	消費生活協同組合関係	総(代)会は、組合員の意思を生協の組織運営や事業実施に直接又は間接的に反映させる役割を担っており、組合員意思を反映させることにより、代表理事等による業務執行に対する牽制機能や監事による監査の実効性を担保する機能を果たしており、生協内部のガバナンス機能の強化につながるものであるため見直すこととされており、これを踏まえ、具体的な規定については、今後検討される必要がある。
	組合員への総会資料の配付と総会報告、代議員候補の選任への参加、理事の立候補規定及び選任規定の公開を規定すべきである。	その他	現行法において、定款、規約及び総会議事録を組合の各事務所に設置することが義務づけられており、組合員は、その閲覧を求めることができることとなっている。総会の内容については、総会議事録で確認することができ、理事の選出に係る規定は、定款及び規約において定められている。
機関の権限の法定化・機関相互の関係の明確化(理事・理事会)	非常勤理事の責任範囲を現在の会社法並みに規定してほしい。	消費生活協同組合関係	理事等の権限を明確に規定し、その権限に基づき各機関が負うべき責任の範囲を明確にし、各機関の適正な任務遂行を担保することにより生協内部におけるガバナンス機能を強化することが必要であることから、農協法等にならい、役員に関する規定を整備することとしている。

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
機関の権限の法定化・ 機関相互の関係の明確化 (常勤監事の設置の 義務づけ)	常勤監事の設置の義務については、生協の社会的位置からも理解できるが、一定事業規模については、実態に即した適切な判断をお願いする。	消費生活協同 組合関係	生協が行う共済事業が高度化・複雑化していること等も考慮し、組合の業務全般にわたる深い知識・経験等を有し、組合の日常の業務執行を監査する役割を担う者として常勤監事の設置を義務づけるという趣旨を踏まえ、必要な範囲に対し義務づけることとされている。
機関の権限の法定化・ 機関相互の関係の明確化 (監事)	監事の一定の職務を合議制で執行するために「監事会」を法定すべきである。	消費生活協同 組合関係	他の協同組合法や会社法においても監事(監査役)会の設置を義務づけられていないことからして、その設置を義務づけることは適当ではない。
外部監視機能等の強化 (員外理事枠の拡大)	員外理事枠を現行の理事の定数の5分の1以内から3分の1以内に拡大することが提案されているが、増やしすぎである。	消費生活協同 組合関係	外部監視機能等の強化のため理事についても員外からも広く人材を登用することが望ましいことから、他法にならない見直すこととされている。なお、範囲内で実際に何人の員外理事を設置するかは、組合に委ねられている。
	企業の社外取締役と同様に、一定規模の生協組織については、員外の理事設置を義務づけることも必要。	その他	員外理事の必要性については、事業規模のみならず、各生協の実情によるところも大きいので、一律に設置を義務づけるのではなく、定員枠の拡大を図ることとした。
外部監視機能等の強化 (理事会議事録の作成、 備付け・閲覧)	組合の債権者による理事会議事録の閲覧については、農協法と同様に一定の制限が必要と考える。	消費生活協同 組合関係	他法にならない、生協外部の者に対する透明性を確保するため、理事会議事録の作成、備付け、閲覧に関する規定を整備することとされており、これを踏まえ、具体的な規定については、今後検討される必要がある。
外部監視機能等の強化 (決算関係書類と作成手続)	決算関係書類の定義を明確にすることを要望する。現行の会計基準が要求する各種決算関係書類はすべて網羅すべきと考える。	公認会計士	他法にならない、生協外部の者に対する透明性を確保するため、決算関係書類と作成手続に関する規定を整備することとされており、これを踏まえ、具体的な規定については、今後検討される必要がある。
	現在の財務処理規則を法そのものに位置づけた上でその内容を抜本的に見直すべきである。	その他	組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする旨を法律に明記することとされており、これを踏まえて、必要な見直しが見直される必要がある。
外部監視機能等の強化 (組合員名簿の作成、 備付け・閲覧)	組合員名簿の閲覧については、一定の制限が必要である。組合員名簿には組合員の個人情報が含まれており、その閲覧請求に対しては、農協法と同様に「正当な事由」があれば請求を拒否できるものとすべきである。	消費生活協同 組合関係	他法にならない、生協外部の者に対する透明性を確保するため、組合員名簿の作成、備付け、閲覧に関する規定を整備することとされており、これを踏まえ、具体的な規定については、今後検討される必要がある。

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
外部監視機能等の強化 (員外監事の設置の義務づけ等)	経済事業を行う生協・連合会のうち「一定のもの」に設置が義務づけられる方向となっているが、その範囲については、中小規模の生協の実情を踏まえたものにすべきと考える。	消費生活協同組合関係	生協の事業の複雑化・高度化等に伴い、客観的・第三者的な立場から業務執行の是非について意見を述べるのが重要であり、組合員等が監事を務めた場合、監事による監査が適切に機能しないおそれがあるため、これを防止するという員外監事の設置を義務づける趣旨を踏まえ、必要な範囲に対し、義務づけることとされている。
	監事適任者がいても組合員である確率が高く、組合員を辞めていただくか県外からの人選を図る必要があるが合理的ではない。役員や使用人経験者は避けるべきだが組合員あるいはその家族の就任も可とできるよう柔軟に運用できるよう要望する。	消費生活協同組合関係	
	員外監事の設置を義務づける主旨は十分理解するが、その対象は連合会のみとし、単位組合は除外すべきである。	消費生活協同組合関係	
	「一定の事業を行う」とあるが事業の種類なのか規模なのか不明である。	消費生活協同組合関係	
行政庁の関与	法令違反内容には今までも含め「員外利用」があるが、「員外利用」を含め法令違反の実態が微妙なものについては、極度に逸脱した場合のみを法令違反とすることに扱いを限定してほしい。	消費生活協同組合関係	法令違反等に対する行政庁の措置命令に組合が従わない場合には、行政庁が監督権限を行使できるとすることが必要であり、措置命令の実効性を担保するため、法令違反があった場合には、事由を問わず解散を命ずることができるとする見直しを行うものである。法令上、違反の程度により差を設けるのは適当ではない。
	民間の自由かつ自発的な活動を促進することによって社会の活性化を促すという時代の流れに逆行することから、行政庁による解散命令の強化には反対である。	消費生活協同組合関係	法令違反等に対する行政庁の措置命令に組合が従わない場合には、行政庁が監督権限を行使できるとすることが必要であり、措置命令の実効性を担保するため、見直しを行うものである。
その他 (連合会会員の1会員の出資口数の限度の撤廃)	連合会における単位生協主権の原則が崩れることから、連合会会員の1会員の出資口数の限度の規制を撤廃することには反対である。	消費生活協同組合関係	経済事業(購買事業、利用事業、生活文化事業、共済事業のいずれかの事業)を行う連合会の経営基盤をさらに安定的なものにするため、見直しを行うものである。
その他	連合会会員の議決権については、会員の組合員数ではなく、会員生協との取引高をも加味したものにすべきである。	消費生活協同組合関係	出資口数に関係ない議決権の平等は、協同組合の重要な原則の1つである。連合会は、会員生協の組合員により組織された団体であるといえることから、組合員数に基づき議決権の数を按分し、実際上の平等を図っているところである。

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
購買事業			
員外利用規制	日本の生協は「員外利用の禁止」を前提にして今日まで発展してきた。員外利用の原則禁止維持は妥当である。	消費生活協同組合関係	
	定款に定めれば理由を問わず一定の割合まで利用を可能とするよう求める。	消費生活協同組合関係	員外利用が認められる具体的な事項については、消費者の相互扶助組織という理念の中でそれに反しない限りで見直しをおこなうべきとされていることを踏まえ、具体的な規定については、今後検討される必要がある。
	「個別具体的に限定列举」とあるが、社会の変化がスピードアップしている現在、列举された以外にも想定できない事例が発生することが予想される。社会的な配慮をしつつ自己決定できる幅を広げるか一定期間での見直しを要望する。	消費生活協同組合関係	
	組合未加入の者の「お試し利用」を認めてほしい。	消費生活協同組合関係	
	組合員が他地域に出かけられた場合、その地の生協の商品利用について、許可を要件としないものの事例として加えてほしい。	消費生活協同組合関係	
	許可要件の中で、「保育所、老人ホーム等への食材提供」としているが、病院からの要望もあるため、追加することを要望する。	消費生活協同組合関係	
	高齢者の食事サービスに携わっているが、毎日の食材調達の際、団体利用できないので個人組合員の利用しかできず精算がわずらわしい。団体も利用できるようにしてほしい。	その他	
	許可を要件としない員外利用限度として「職域組合の母体企業や大学による利用(組合員利用の100分の20)」が示されているが、企業や大学以外の職域生協の母体(自治体、小中学校等)も追加していただきたい。	消費生活協同組合関係	
	介護保険制度内の福祉サービスには員外利用が認められながら、制度外の福祉サービスは組合員に限るとすることはあまりに著しい格差であるので、自費による福祉サービス利用についても員外利用が認められるよう要望する。	消費生活協同組合関係	

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
員外利用規制	「山間へき地・離島等における物資提供(組合員利用の100分の20)」について、商工会議所等が認めた場合などは、許可できるよう「山間へき地・離島・あるいは商工業者と連携した街づくりへの参加等における物資提供」としていただきたい。	経済団体関係	員外利用が認められる具体的な事項については、消費者の相互扶助組織という理念の中でそれに反しない限りで見直しをおこなうべきとされていることを踏まえ、具体的な規定については、今後検討される必要がある。なお、本事由については、中小小売業者の事業活動に影響を及ぼすおそれがあることから行政庁の許可にからしめるのが適当とされており、地元の商工会議所等が認めているという事実は許可に際し、大いに考慮されると考えられる。
	許可を要するものとして、「保育所、老人ホーム等への食材提供」「生協間の物資提供」とあるが、これらは許可を要件としないものとしてほしい。	消費生活協同組合関係	中小小売業者の事業活動に影響を及ぼすおそれがあるものであるため、引き続き行政庁の許可にからしめることとする。
	法人の利用を員外利用の対象とするのではなく、法人も生協に加入できるよう、個人組合員の構成枠に法人を加えてほしい。	その他	生協は「一定の地域又は職域による人と人との結合」であり、引き続き法人を組合員とすることは適当ではない。
	共済事業に関する員外利用規制については、責任共済(現行法令下で認められている場合のみ)を除き認められない旨確認したい。	生命保険業界関係 損害保険業界関係	法令上個別に列挙される員外利用の許可事由のうち共済事業に関するものは、現在も認められている責任共済に関するもののみとすることが適当であると考えられる。
	許可を要件とするものの中で外国人派遣労働者が全従業員数の50%を超える場合は組合員利用の100分の20の原則から外し、100分の50等の別途の限度設定をしていただきたい。	消費生活協同組合関係	員外利用が認められる場合の利用限度については、生協が組合員の相互扶助組織であることを踏まえれば、他の協同組合法の例などにならない、組合員利用の100分の20とすることを原則とするのが適当である。
県域規制	法制定当時では予想不可能なほどの経済・社会環境の変化に鑑み、全面撤廃を要望する。	消費生活協同組合関係	県域規制の見直しは、「一定の地域による人と人との結合」という生協の本旨と県境を越えた店舗の利用ニーズ等の購買事業に係る県境問題の解消が喫緊の課題であることを踏まえ、「購買事業の実施のために必要な場合」には、連接都府県まで区域を設定できるとしたものである。
	「県域問題」は「員外利用の例外規定」で対応可能。県域規制の緩和により、実質的に「一定の地域における人と人との結合」という生協の理念と本旨がなし崩し的に崩壊する心配がある。	消費生活協同組合関係	
	「購買事業の実施のために必要な場合」との条件付きだが、医療・福祉事業等サービス事業についても加えてほしい。	消費生活協同組合関係	
	生協は購買だけでなく組合員のトータルな生活を相互扶助するために利用事業その他様々な事業を行っており、「購買事業の実施のため」との限定条件をはずしてほしい。	消費生活協同組合関係	
	県域を越えられる範囲について、一律に「隣接都府県まで」とするのではなく各生協の実態に合わせ、組合員が決定できる制度を検討いただきたい。	消費生活協同組合関係	

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
県域規制	陸つづきでなくても橋でつながれており、鉄道での往来ができることから、県を越えての通勤・通学者も多数あり、また、島しょ部では定期的海路と所属県が別な例もあることから「接続」ではなく、生活圏のような設定が望ましいと考える。	消費生活協同組合関係	県域規制の見直しは、「一定の地域による人と人との結合」という生協の本旨と県境を越えた店舗の利用ニーズ等の購買事業に係る県境問題の解消が喫緊の課題であることを踏まえ、「購買事業の実施のために必要な場合」には、接続都府県まで区域を設定できるとしたものである。なお、区域設定(変更含む)については、行政庁の認可が必要であるので、ご指摘の様な事例を含め、具体的な区域設定にあたっては、行政庁が実態を踏まえ判断することとする。
	複数県にまたがって組織された組合は、その態様によっては都府県の所管とするケースもありうるため、所管行政庁を主たる事務所のある都府県とするか、厚生労働省とするか、その基準を明確にすべきである。	消費生活協同組合関係	所管行政庁の決定方法に関する見直しは、予定されていない。
	共済事業については、従前どおり県域規制(区域規制)が課されるという理解でよい。	生命保険業界関係	地域生協について、購買事業の実施のために必要と認められる場合には、主たる事業所の所在地である都府県の接続都府県まで、地域生協の区域を設定できることが適当であると考えられる。
利用事業			
基本的な考え方	「福祉事業、福祉活動の推進に係る措置を講じるに当たっては、生協は、狭義の福祉のほかに、ホームレス対策、消費者教育などのさまざまな組合員による福祉活動を推進してきたことに留意する必要がある。」の「ホームレス対策、消費者教育」に「多重債務者支援」を加えていただきたい。	公益法人等	ホームレス対策、消費者教育は、あくまで例示である。
医療・福祉事業に係る剰余金の割戻し等の制限	介護保険事業について損益の区分経理が行われ、剰余金の割戻しを自粛している現状が法に明記されるものであり問題ない。	消費生活協同組合関係	生協が行う医療・福祉事業については、一定の場合を除き、剰余金が生協内部に蓄積され、次の事業展開に活用されるという生協の仕組みをさらに推し進め、医療保険制度や介護保険制度からの保険給付等により生じた剰余金が医療・福祉サービスの再生産のために用いられるよう、対象となる事業を医療・福祉ごとに損益を区分して経理するとともに、対象となる事業から生じた剰余金の割戻しを禁止し、対象となる事業以外の事業への資金移動は行わないこととされており、これを踏まえ、その具体的内容については、今後検討される必要がある。
	医療・福祉ごとの損益を区分して経理するとの見直しについて、詳細を検討する際には、医療事業を行う他の協同組合又は医療法人に要求される区分経理以上のものにはならないようにすべきである。	消費生活協同組合関係	
	部門損益結果(部門別剰余金)を起点とした法規制ではなく、医療・福祉事業のための内部留保の基準設定等を検討すべきである。	協同組合関係	
	現在はやっていないとはいえ、保険財政によらない自費医療についてまで、剰余金の割戻しを将来にわたって禁止することは問題である。	消費生活協同組合関係	
	「資金移動は行わない」という資金移動の規制には反対である。	消費生活協同組合関係	

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
医療・福祉事業の 員外利用限度	員外利用限度は制限なしを要望する。	消費生活協同 組合関係 法人関係	生協は組合員の相互扶助組織であり、組合員の事業は組合員のために行うものであることが基本である中で、組合員のための事業という協同組合の原則を崩さない範囲内で、員外利用限度を設定することが必要であり、医療・福祉事業については、その公共性にかんがみ、組合員利用の100分の100まで員外利用を可能とすることが適当であるとされたものである。
	員外利用の上限である100分の100を結果として超過する事態が想定されるため、この場合の員外利用の上限は一定の融通性があるものと理解すべきである。	消費生活協同 組合関係 公益法人等	
医療・福祉事業の法定化	法律上独立して規定することによってどのような規制が行われるか不明のため反対である。	消費生活協同 組合関係	医療・福祉事業に係る剰余金の割戻し等の制限及び医療事業の員外利用限度を設定することに伴い、生協法に定める事業の種類の一つとして、法律上独立して規定することとされたものである。
その他	生協も、謝礼金をもらって行うボランティア活動を地域で展開することが期待されており、それが可能となる制度とされるよう要望する。	公益法人等	現在も、生協の組合員によるボランティア活動は行われているところである。
共済事業			
全 体	全体にこの方向性で枠組みを構築することに賛成である。なお、保険業法に定める少額短期の保険業との整合性も図るべきである。	その他	
	規制の実効性確保の観点から、要員確保を含めた検査・監督態勢の構築、金融庁において作成している保険検査マニュアルや保険会社向けの総合的な監督指針と同様のマニュアルの作成整備を行うべき。	損害保険業界関係	行政庁の監督事務等に関しその実効性及び透明性を確保するため、ガイドライン等を作成することが適当であると考えられる。
	共済事業であっても保険業法に準ずる法改正が行われる必要がある。共済についても様々な消費者トラブルが多数起きており、この点においては、生命保険、損害保険と本質的な差異はない。	消費者団体関係	生協共済と保険には一定の差異が認められるものの、金融事業の一種であることや、破綻時に契約者に与えるリスクが大きいことを踏まえれば、一定の規制が必要であると考えられる。
	消費者の共済事業に対する規制をいわずらに緩和し、組合員の生活の安定や生活文化の向上を超えた規模の事業を容認することは、保険事業との区別を曖昧にし、市場の混乱を招き競争を不当に阻害するうえ、相互扶助を目的とする生協組織のあり方と乖離する。	弁護士	協同組合の特性を今後とも維持、発展していけるよう、他の協同組合法における規定の整備状況を参考にしながら、制度見直しを行うことが適当であると考えられる。
共済事業に対する規制の 基本的枠組	2(1)のふたつめの指摘の表現は低額がどの程度を指すか明らかでないが、除外があるにしても表現の妥当性を欠く。	その他	生協が、組合員の自治により運営される組織であることを踏まえれば、共済金額が極めて低額な給付のみを実施している場合には、破綻時に加入者が負うリスクはそれほど大きくないといえ、生協の自治運営に委ねることとしてもよいと考えられる。

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
規制対象の範囲	例え一人あたりの金額が低額であったとしても総額では大規模となることも予想されるので、何ら行政庁の認可を要しないとするは適切ではない。	弁護士	共済事業にかかる規制の対象から法令上も明確にはずし、組合員による自治運営に委ねるが、引き続き定款への記載事項としての行政庁の認可、行政庁の監督及び検査等の関与は行うため妥当であると考えられる。
	共済金額が極めて低額で見舞金的な給付のみを実施している場合は、組合員による自治運営に委ねるという考え自体には異論はないが、その金額の水準は10万円程度とすべき。	損害保険業界関係	生協は組合員の自治により運営される組織であり、共済金額が極めて低額な給付のみを実施している場合には、破綻時に加入者が負うリスクはそれほど大きくないといえ、組合の自治運営に委ねることとしてもよいと考えられるとされており、これを踏まえ、具体的な基準については、今後検討すべきと考えられる。
	規制対象から除外する範囲は共済金額だけで定めるのではなく、共済金額と掛金額の両方で定めるべきである。	消費生活協同組合関係	
入口規制 (最低出資金)	最低出資金の金額設定にあたっては、出資金のみで何億円以上という基準ではなく、出資金以外の自己資本(法定準備金や任意積立金等)も考慮する必要がある。	消費生活協同組合関係	出資金として必要な金額についての規制であり、出資金以外の資本については、健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)に関する規定を法定化し、それを基に行政庁が経営の健全性を判断することが妥当であると考えられる。
	小規模の共済事業を行う既存の単位共済生協が対応可能な配慮ある区分基準の設定をしてほしい。	消費生活協同組合関係	財政的に脆弱な生協が共済事業を行う場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う生協が最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準を設定するとされており、これを踏まえ、具体的な基準については、今後検討すべきと考えられる。
健全性 (兼業規制)	共済事業を行う組合等について、規模に応じて兼業規制のあり方を区分する考え方については、実態に応じた適切な考え方であり、賛同する。兼業を規制する基準として「規模が一定以上」とあるが、その水準について明確にしていきたい。	損害保険業界関係	事業の規模が一定以上の共済事業を行う組合及び連合会については、利害関係人が多数かつ広範囲にわたるため、他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業に影響を及ぼした場合に契約者に与える影響が大きいとされており、これを踏まえ、具体的な基準については、今後検討すべきと考えられる。
	導入の基準については、組合員の生活上のニーズに応える単位生協の総合性に十分配慮してほしい。(単位生協を対象にすることは反対であるという意見を含む。)	消費生活協同組合関係 協同組合関係	
	現在、実施の生協については認めてほしい。	消費生活協同組合関係	事業の規模が一定以上の共済事業を行う組合及び連合会については、利害関係人が多数かつ広範囲にわたるため、他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業に影響を及ぼした場合に契約者に与える影響が大きいため兼業の規制を行うことが妥当であると考えられる。
	共済事業における兼業を仮に許容するとしても、現状を追認することなく厳格な基準を設定すべき。	弁護士	事業の規模が一定以上の共済事業を行う組合及び連合会については、利害関係人が多数かつ広範囲にわたるため、他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業に影響を及ぼした場合に契約者に与える影響が大きいとされており、これを踏まえ、具体的な基準については、今後検討すべきと考えられる。

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
健全性 (諸準備金の充実)	法定準備金の積立割合引上げに反対する。	その他	共済事業の財務の健全性を確保するため、自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保することは重要であり、他の協同組合における準備金制度を参考として法定準備金の積立割合を引き上げることは妥当であると考えられる。
	共済事業の見直し案で「諸準備金の充実」として、「価格変動準備金の新設」や「法定準備金の引き上げ(10%→20%)」を提示しているが、すべての共済商品に画一的に導入することは再考が必要。	消費生活協同組合関係	諸準備金の積立は、準備金等の種類に応じて必要な積立方式を定めることが適当であり、例えば「価格変動準備金」であれば、保有資産のうち株式等の価格変動による損失が生じ得る資産をその資産に応じた積立率により積み立てる準備金であり、すべての共済事業種類に画一的に導入することは考えていない。
	短期共済と長期共済の基準を分ける。1年の短期共済においては現行基準を維持すべき。	消費生活協同組合関係 その他	具体的な基準については、今後検討すべきと考えられる。なお、法定準備金等の共済期間に関わらず必要な準備金の積立について、導入することは妥当であると考えられる。
健全性 (共済計理人の関与の義務づけ)	共済計理人設置が必要な生協の範囲から短期共済のみの契約者割戻し実施組合は除くべきである。	消費生活協同組合関係	共済事業の経営の健全性を確保するため、契約者割戻しを行う場合等には、共済計理人の選任を義務づけ、割戻しの公平性等について確認し、その意見書を理事会や行政庁に提出することが妥当であると考えられる。
健全性 (ソルベンシー・マージン比率の導入)	一般人が内容を理解できないソルベンシー・マージン比率をもって、生損保や共済の財務の安全性を証明できない。画一的にとられず、様々な面から企業の評価を行ってほしい。	その他	通常の予想を超えて発生するリスクに対応できる支払余力を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標(ソルベンシー・マージン比率)を設け、それを基に行政庁が経営の健全性を判断することは、行政指導の公平性・透明性を確保する上でも妥当であると考えられる。なお、実際に共済事業を利用する組合員に対しては、業務及び財務に関する説明書類について、公衆縦覧を義務づけることとしている。
	ソルベンシー・マージン比率の算出およびこれに基づく行政庁の早期是正措置の導入の必要性は認めるが、生協における共済事業は、種別、期間、事業規模等多種多様であり、適用範囲、算出方法等の基準設定にあたっては、そうした実態を十分勘案すべき。	消費生活協同組合関係	生協が、共済事業を健全に実施するために、自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す行政上の指標やそれに基づく行政上の是正措置を定め、財務の健全性を担保することが必要であるとされており、これを踏まえ、具体的な基準については、今後検討すべきと考えられる。
	一般保険(長期)と同じように導入することは反対する。	消費生活協同組合関係	
	ソルベンシー・マージン比率の計算方法を統一的に明示してもらう必要がある。	消費生活協同組合関係	
	ソルベンシー・マージン比率の法定化(導入)にあたっては、共済事業のみを実施する生協と他事業を兼業する生協では同比率に差をつけるべきであり、画一的に整理されるのは不合理と思われる。	消費生活協同組合関係	共済事業と他の事業を兼業する生協については、出資金のような各事業に共通の資産があることなどから、ソルベンシー・マージン比率の算出など共済事業に固有の規制を適用するにあたっては、共済事業の健全性を担保できるような規制とするとともに、具体的な運用にあたっては、その他の規制と併せて、共済事業の健全性を的確に担保できるようにしていく必要があるとされており、これを踏まえ、具体的な基準については、今後検討すべきと考えられる。

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
透明性 (外部監査の義務づけ)	外部監査の義務づけ規定はどの範囲の生協を想定しているのか。	その他	共済事業は、事業の実施状況や財務状況の透明性がその他の事業以上に求められる事業であると考えられるため、会計処理が適切に行われなかったために共済金の支払が適切に行われなかった事態が発生した場合、組合員の生活に与える影響は大きいことから、負債総額が一定以上の共済事業を実施する単位組合及び連合会に外部監査を義務づけることとするとされており、これを踏まえ、具体的な規定の範囲については、今後検討すべきと考えられる。
	共済事業だけでなく、経営規模が一定以上の購買事業等を実施する生協にも外部監査を義務づけるべきである。	公認会計士 法人関係	共済事業について特に厳格な規定を設けたのは、共済事業の性質が、契約者である組合員の共済掛金を管理・運用し、支払事由の発生時には、適切に共済金を支給するという、いわば金融事業の一種であるため、他の事業以上に事業の実施状況や財務状況の透明性が求められているからである。
	生協グループにおいても、協同組合独自の監査のあり方について引き続き検討すべきである。	協同組合関係	共済事業は、事業の実施状況や財務状況の透明性がその他の事業以上に求められる事業であると考えられるため、会計処理が適切に行われなかったために共済金の支払が適切に行われなかった事態が発生した場合、組合員の生活に与える影響は大きいことから、外部の公認会計士又は監査法人による監査を義務づけることとするとされている。
契約締結時の契約者保護 (共済推進時の禁止行為等の導入)	契約者保護の観点から、生協や役職員が推進行為を行ううえでの禁止行為を導入することに賛同する。ただし、その導入にあたっては契約者保護を目的とする保険業法と整合的な規制となるよう措置すべき。	生命保険業界関係	
	共済推進時の禁止行為を導入し、規制を設けることは契約者保護に資するため賛同する。規制の導入に際しては、法令上の行為規制だけでなく、その規制の実効性を確保できるよう監督行政庁による配慮(監督・検査体制の整備、専門的知識を有する人材の配置など)が必要である。	弁護士	契約者保護の観点から共済推進時の禁止行為等を法令上に定めるとともに、その実効性を確保するために、ガイドライン等を作成することが適当であると考えられる。
	契約締結時の契約者保護の名の下で、過度の規制強化を導入することにより、低コストの事業運営が阻害され、自発的且つ簡便な加入方法等が否定されることとなつては、加入者にとっても加入機会の逸失等が見込まれ、この点で十分な配慮が必要と考える。	消費生活協同組合関係	契約締結時の契約者保護の観点から、生協やその役職員などの共済を推進する者が、推進を行う上で行ってはならない行為(契約者に虚偽のことを告げ、又は契約条項のうち重要なことを告げないこと等)について定める必要があり、妥当であると考えられる。
	2(6)の共済契約時の契約者保護については、共済代理店制度の導入とは無関係に、共済実施生協の自治の範囲で自主的な努力が求められる課題なので、この項で共済代理店の課題が位置づけられるのは的確ではなく混合して取り扱うべきではない。	消費生活協同組合関係	生協共済が金融事業の一種であることや、破綻時に契約者に与えるリスクが大きいことを踏まえれば、一定の規制が必要である。また、契約者保護のための措置については、組合本体においてはもちろん、共済代理店制度が導入された場合には、当然、代理店においても求められる事項であり、同項目内で議論することは適当であると考えられる。

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
契約締結時の契約者保護 (共済代理店)	共済でも保険と同様に整備工場が代理店になって自賠責共済の証書発行ができれば、組合員への車検サービスが迅速におこなえる。	民間事業者	
	現在、生協の共済については、その掛金収納先として信用金庫の口座を数多く利用していただいております。生協と信用金庫の会員層は極めて近いものと思われる。同じ協同組織として、生損保同様に代理店が認められることについては、会員の保障に対する利便性の向上につながり、共済代理店には賛同する。	労働金庫・信用金庫関係	
	共済代理店の設置(組合員外による共済募集)については認めるべきではないと考える。	生命保険業界関係 経済団体関係 弁護士	現行の生協法上、共済代理店に関する明確な規定は存在せず、民法上の委任契約に基づき実施することは妨げられていない。生協法上、共済代理店に関する明確な規定を設けることにより、契約の代理又は媒介を行う者に対して、共済推進時の行為規制が適用され、また、共済事業の健全な運営を確保するために組合が講ずべき措置がなされることとなるため、妥当であると考えられる。
	共済代理店は認めるべきではない。ただし、以下の条件を満たした場合、適用の是非を検討すべき。 ①募集対象を組合員に限定し、組合員加入手続きは禁止する。かつ、実効性を担保するため、監督・監査体制を整備。 ②種目を問わず広く募集を行えるチャネルとしては労働金庫、チャネルを問わず募集を行える種目としては責任共済に限定。 ③代理店及び販売委託を行う外務員に対し、募集人登録又は届出制、教育・管理・指導の義務づけ、募集に関する禁止行為、所属組合の賠償責任等の規制を課す。 ④共済募集時に保険との誤認防止措置をとる。	損害保険業界関係	共済代理店の設置に当たっては、届出制などとした上で、共済代理店の行為に関する生協の損害賠償規定、生協による共済代理店に対する教育の義務づけ等を行う必要があると考えられる。共済代理店となりうる者の範囲については、農協法や中小企業等協同組合法においては、募集行為の適切性を担保するための一定の措置を導入しつつ、その範囲には限定が課されていないものの、生協が行う共済事業の共済代理店を認めるに当たっては、消費者の相互扶助組織であるという生協の性質や具体的なニーズなどを踏まえ、一定の範囲に限定することを検討することも必要であると考えられる。共済事業を行う生協は、あくまで組合員の相互扶助組織であるという趣旨を踏まえれば、当該生協と関係のない第三者に共済契約の締結と併せて、その前提となる組合への加入手続を行わせることは、必ずしも適切ではないと考えられる。
	「第三者が組合の委託を受けて当該組合のために共済の締結の代理または媒介を行う場合」につき、共済代理店として整理すべきである。ただし、この「第三者」からは、組合の役職員だけでなく、組合員も除くべきである。	消費生活協同組合関係	共済推進時の禁止行為等の規制の実効性を担保し、組合が代理店に対して教育、管理、指導をする上でも、「当該組合の役員又は使用人でないもの」のうち共済代理店と位置付けられるものについては、一定の規制を課すことが必要であるとしているところである。
破綻時の契約者保護 (契約条件の変更)	契約条件の変更を可能にするだけでは、契約者保護にはならない。契約者保護に資することを第一義にするなら、少なくとも破綻時の契約者保護のあり方については、説明義務を果たすべきである。	その他	具体的な手続き等については、今後検討すべきと考えられる。

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
破綻時の契約者保護 (再共済・再保険の さらなる活用)	セーフティネットとしての再共済・再保険のさらなる活用には反対する。法定準備金の引き上げ、価格変動準備金の新設、損保系以外の商品においても異常危険準備金の導入等に加えて、さらに再共済・再保険の活用を奨励するということは、消費者保護と言いながら、結果として、消費者に過度の経済的負担を課することになる。	消費生活協同 組合関係	生協の破綻時に契約者を保護するため、保険業法に基づく保険契約者保護機構のような仕組みを設けることも考えられるが、破綻の理由、他業の兼業の有無、実施する共済事業の種別が生協によってさまざまであることから、そのような仕組みをもうけることにはなじまないため、セーフティネットとしての再共済・再保険のさらなる活用により、リスク分散することを意図したものであるが、すべての組合に義務化すべきものとはしていない。
契約者のニーズを反映した 円滑な事業実施 (最高限度額の規制方法の 見直し)	共済金の最高限度額については、透明性の観点から法令に規定すべきと考える。	生命保険業界関係	定款の記載事項として共済金額の最高限度額が定められており、共済事業規約について行政庁の認可が必要とされていること等から、共済金の最高限度額の適否の判断については、行政庁が個々の組合の定款及び規約を認可時に審査することで対応することとし、今後は、現行の共済金額の最高限度額に関する許可制度は撤廃することが妥当であると考えられる。
	近年、契約あたりの保険金額が低額化傾向にあることに鑑みれば、最高限度額を撤廃すべき現実の必要性は高いとは思われない。 最高限度額の撤廃は、共済破綻時における共済契約者の保護措置が整備されないままに、より高額の共済の取扱いが可能となることを意味し、共済契約者に高いリスクを負担させることになる。	弁護士	必要だと考えられる共済金額の最高限度額は、生協により異なり、定款の記載事項として定められている。定款及び共済事業規約について、行政庁の個別の認可が必要とされていること等から、現行の許可制度を維持しなくても問題はないと考えられる。なお、破綻時や破綻によるリスク回避のための契約者保護については、契約条件の変更に関する規定の整備、契約の包括移転の規定の整備、再共済・再保険のさらなる活用を行うことにより担保されるものと考えられる。
契約者のニーズを反映した 円滑な事業実施 (保険代理制度)	保険代理制度が導入された場合、共済ではなく手数料収入の高い民間生保の商品を勧めることは自明の理であり、共済の本質である組合員の生活を守るという視点が欠落するおそれが多分にあるため、慎重な対応を求めたい。	民間事業者	共済事業を実施する組合が保険代理を実施できることとした場合には、自らが実施する共済事業とは異なる種類の保険商品を取り扱う等により、組合員の様々なニーズを満たすことが可能になり、その利便性が向上すると考えられる。また、生協は、組合員の相互扶助組織であり、その行う事業によって、組合員に最大奉仕をすることを目的としており、手数料収入の多寡によって特定の商品を進めることには繋がらないと考えられる。なお、生協においては、事業により発生した剰余金の処分については、制限がかけられているため問題とはならない。
	生協が保険会社等の業務代理・事務代行を行う場合には、保険契約と共済契約の誤認防止に向けた業務運営基準や事後の監督規定を設定すべきである。	損害保険業界関係 弁護士	保険代理制度の導入を認める場合には、共済事業と保険会社の業務の代理を併せて行うことから、これらの誤認防止措置を講ずることが必要であると考えられる。

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
契約者のニーズを反映した 円滑な事業実施 (資産運用規制の緩和)	<p>「資産運用規制の緩和」が掲げられているが、内容によっては反対である。共済という仕組みをとる以上、リスクのある資産運用は避けるべきだ。</p>	その他	<p>共済事業に必要な資金の運用については、一定の安定性が必要であるものの、運用制限により資産の有効利用が妨げられ組合員の利益を損なう恐れもあることから、他の諸制度なども参考に、組合の規模なども踏まえつつ、資産運用規制の緩和を行うものであり、また、保有資産に応じて、価格変動準備金の積立義務が生じるため妥当であると考えている。なお、具体的な資産運用の方法については、法令の範囲内でそれぞれの組合ごとに総会等で定められるべきものと考えられる。</p>
	<p>現規則の運用範囲をベースとして、運用対象商品の充実を図ることは賛成である。ただし、事業規模等により現規則より運用範囲が縮小する組合がないような法改正を要望する。また、商品特性等の違いから、長期共済を行う組合と、短期共済のみを行う組合で運用基準を分けることを要望する。</p>	消費生活協同 組合関係	<p>共済事業に必要な資金の運用については、一定の安定性が必要ではあるものの、運用制限により資産の有効利用が妨げられ、組合員の利益を損なう恐れもあることから、他の諸制度などを参考に、組合の規模なども踏まえつつ、運用方法の範囲を広げると共に、割合に関する規制を見直すこととするとされており、これを踏まえ、具体的な対象範囲、方法等については、今後検討すべきと考えられる。</p>
契約者のニーズを反映した 円滑な事業実施 (事業規約変更の 簡素化)	<p>事業規約の変更手続きの簡素化については、事業運営の重要事項以外、総会手続きを要しないようにしてほしい。</p>	消費生活協同 組合関係	<p>他制度の状況を参考に、軽微な事項等については総会の議決を要しないこととするなど一部について簡素化することとされている。</p>

項目	意見概要	所属	意見に対する考え方
その他			
職域組合の退職者の組合員資格	団塊の世代の一斉退職期を迎えた職域生協の要望を反映したものであり、法制化を希望する。	消費生活協同組合関係	
	職域組合については、組合員が死亡した場合、(脱退後、家族が共済事業を利用できるよう)組合員資格を配偶者に継承できるようにする必要がある。	消費生活協同組合関係	職域生協は、一定の職域による人と人との結合であることから、その組合員資格は一定の職域に勤務する者とされており、脱退後の家族に組合員資格を継承することは適当ではない。
大学生協の学生の組合員資格	改正の方向性に賛成。	消費生活協同組合関係	
その他	生協の理念等を十分に踏まえた報告書とし、また、それに基づく見直しを行うべきである。	消費生活協同組合関係	生協法は、制定されて以降、実質的な見直しが行われなまま、現在までに60年近くが経過している。この間、生協を取り巻く環境や国民の要請は大きく変化するとともに、生協制度に対するさまざまな課題も生じてきている。 このため、生協制度の趣旨・実態等を十分に踏まえつつ、生協が、組合員の相互扶助という生協の本旨に沿い、将来にわたりその役割を的確に果たせるよう、生協制度の見直しを行うことが必要であるとされている。
その他	全てにおいて保障されるべき「法のもとの平等」という観点から、生活協同組合と農業協同組合との間に横たわる法的差別(不平等)について、本当によくはないと思う。協同組合間に存在するこの法的差別(不平等)について、全く見直す意思のない中で行われている今回の「生協制度の見直し(生協法改正の検討)」は論外だと思う。	消費生活協同組合関係	生協制度の趣旨・実態等を十分に踏まえつつ、生協が、組合員の相互扶助という生協の本旨に沿い、将来にわたりその役割を的確に果たせるよう、生協制度の見直しを行うことが必要であり、それぞれの協同組合の性格の違いを踏まえた差異は問題ないと考えられる。
その他	「組合員に対する貸付事業」を明文化するよう要望する。	消費生活協同組合関係 その他	生活資金の貸付については、現行においても「組合員の生活の共済を図る事業」として可能であるとされている。
その他	連合会が一定の手続を経て、休眠組合を除籍できる制度を導入していただきたい。	消費生活協同組合関係	現行法に定める除名手続により、除籍可能となっている。